

ひみ里山杉等（氷見産木材）利用促進に関する協定書

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等におけるひみ里山杉等（氷見産木材）の利用促進に関して、一般社団法人ひみ里山杉活用協議会（以下「甲」という。）と氷見市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、緊密な相互連携のもと、ひみ里山杉等（氷見産木材）の利用を促進し、森林が有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の健全な発展並びに木材の積極的な利用による循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）ひみ里山杉等（氷見産木材）とは、氷見市内で管理伐採された木を、原則として「市内で加工した木材及びそれを利用したもの」をいう。
- （2）森林が有する多面的機能とは、国土の保全、災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- （3）木材の積極的な利用による循環型社会とは、「植える、育てる、伐る、使う」を持続的に繰り返し木材の利用を積極的に進める森林資源利用社会をいう。

（基本方針）

第3条 協定当事者は第1条の目的を実現するため、以下を基本方針とする。

- （1）ひみ里山杉等（氷見産木材）の利用についての普及啓発を推進する。
- （2）建築物等におけるひみ里山杉等（氷見産木材）の積極的な利用を推進する。
- （3）森林が有する多面的機能発揮に資する取り組みを支援する。
- （4）木材の積極的な利用による循環型社会の形成を促進する。
- （5）木育や木づかい運動を推進する。

2 具体的内容は、その都度甲乙協議して定める。

（構想）

第4条 建築物木材利用促進構想

甲は、ひみ里山杉等（氷見産木材）の利用促進に関わる啓発活動や木育活動を通して、人と自然とのつながりを取り戻し、その知恵や技術を次世代に引き継ぎ、自然と共存した持続可能な社会を実現する。また、氷見市内外でこれから整備される建築物の構造や内外装、家具備品にひみ里山杉等（氷見産木材）の積極的活用を促すことにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等へ貢献していく。あわせて合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材を利用啓発することにより、SDGsに貢献していく。

2 構想の達成に向けた取組の内容

（1）甲は、乙と連携して定期的な意見交換の場を設け、本協定に基づく以下の取組み等を実施し、SNS等で積極的に広報する。

- ①ひみの森づくり塾を開催し、自伐林家・自伐型林業家の育成を図る。
- ②ひみ里山杉シンポジウムを通じて「木を使う生活の豊かさ」を発信する。
- ③伐採・植林体験などの自然体験プログラムを提供する。

（2）甲は、川上川中川下が連携した市場のニーズに確実に対応できる体制づくりに取組むとともに、木材のトレーサビリティを確保した安心安全なまちづくりに寄与する。また、乙と協働して木育イベントや啓発活動を実施し、定期的な意見交換や木材利用に関する相談、専門家の紹介などを行う。

3 甲の構想を達成するための乙による支援

（1）乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対し技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、ひみ里山杉等（氷見産木材）の生産等担い手となる人材の育成やその他必要な施策を講ずるよう努める。また、本協定に基づく取組みを積極的に広報する。

（2）乙は、甲と連携して今後建設予定の公共建築物等において、床面積1㎡当たり0.15㎡以上の地域材を利用する設計を基本とし、3年間で計200㎡のひみ里山杉等（氷見産木材）を利用する（過去3年間の地域材利用量40㎡の5倍に相当）。その際、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。

（対象）

第5条 構想の対象区域
氷見市及び周辺地域

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、本協定の再締結を行うか甲乙協議するものとする。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めのない事項または、この協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和4年3月15日

甲 一般社団法人
ひみ里山杉活用協議会長

丸谷芳正

乙 氷見市長

林正之